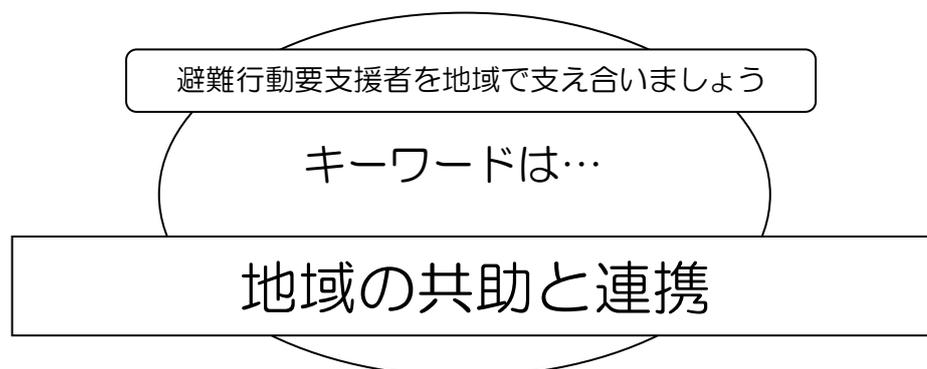


塩竈市避難行動要支援者登録について

令和5年1月発行



■ 避難行動要支援者とは

■ 制度の概要

本人や家族のみで避難すること（「自助」）が困難な避難支援を必要とする方「行動要支援者」という。）を、地域の「共助」により避難支援を行うため、市に登録し、平常時から関係機関でその情報を共有することにより、災害発生時に備えるものです。

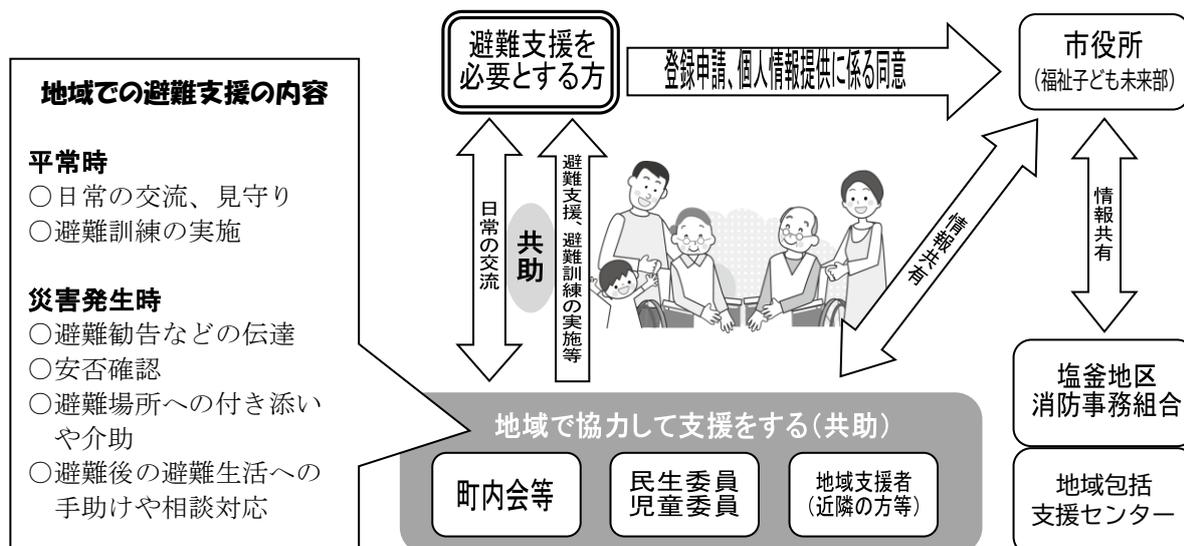
■ 避難行動要支援者の範囲

■ 避難行動要支援者とは

次の①～⑦の方の中で、災害が発生した場合に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとることが特に困難で、何らかの助けが必要な方が対象となります。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方・高齢者世帯の方
- ② 在宅で要介護3以上の方
- ③ 在宅の身体障がい者（身体障害者手帳 1級又は2級）
- ④ 知的障がい者（療育手帳 A1又はA2）
- ⑤ 精神障がい者（保健福祉手帳 1級又は2級）
- ⑥ 難病認定者（筋萎縮性側索硬化症など）
- ⑦ その他、支援が必要と判断される方（妊産婦、乳幼児、児童、外国人など）

避難行動要支援者の自助・共助・公助フローチャート図



■町内・近隣の支援者とは

■地域支援者

要支援者への日頃の声かけや災害時の安否確認、避難の手助けをお願いできる方となりますので、支援者が近隣で連携している方です。

注意!!

避難行動要支援者は、登録をすることにより地域支援者等から災害発生時における避難支援を受ける可能性が高まりますが、災害の程度や状況によっては、必ずしも支援を受けられるとは限りません。また、災害時は誰もが被災者ですので、支援にあたる方が責任を負うものではありません。

■避難行動要支援者情報の共有（提供）について

■情報共有の目的

東日本大震災での教訓を踏まえ、関係機関等で平常時から情報を共有することにより、地域支援者（隣近所の方）のみならず、より多くの手で避難支援活動ができる体制を構築する必要があります。

また、避難行動要支援者に登録していても、地域支援者が決まっていな方が多くいます。町内会等と情報を共有することにより、平常時から要支援者への共助体制を確立していただきたいと思います。

■情報提供の方法

市が避難行動要支援者名簿及び台帳を作成し、平常時より関係機関等に情報を提供し、共有します。共有する際は、個人情報保護法に定める守秘義務をお願いします。

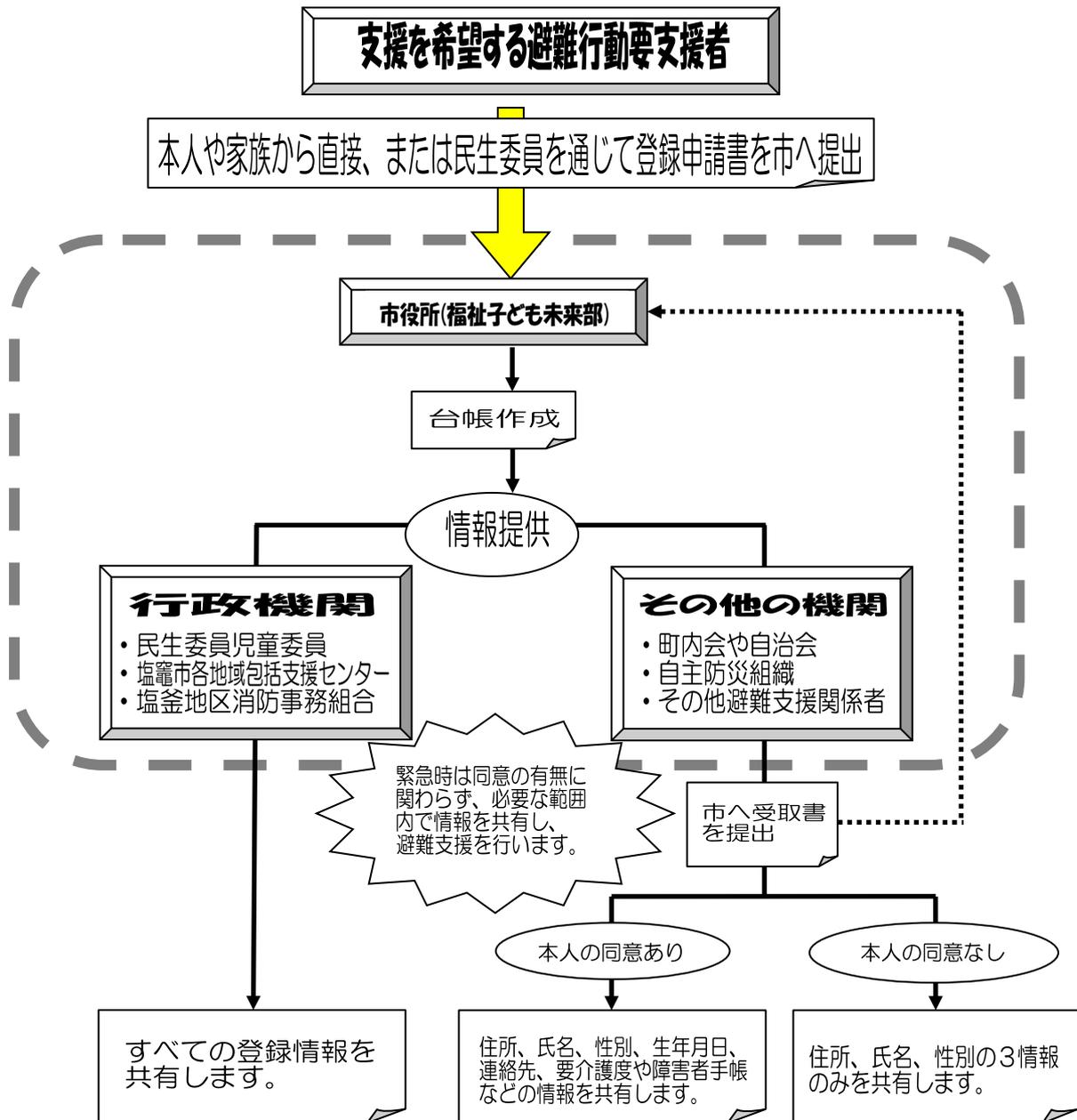
区分	機関等	共有する情報
行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員 ・塩釜地区消防事務組合 ・塩竈市各地域包括支援センター 	同意の有無に関わらず、すべての登録情報が共有されます。
その他の機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や自治会 ・自主防災組織 ・その他避難支援関係者 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 避難行動要支援者名簿の受取書を市へ提出いただきます。(災害対策基本法第49条の13) </div>	避難行動要支援者の同意がある場合 避難行動要支援者台帳（介護認定や障害者手帳など）の情報を提供します。
		避難行動要支援者の同意がない場合 住所、氏名、性別の3情報のみを提供します。

■緊急時の取り扱い

■災害発生時

避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるなどの正当な理由がある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要な範囲内で情報を提供できるとされています。
 （災害対策基本法第49条の11）

■登録から情報提供までの流れ<フロー>



避難行動要支援者情報は、各関係機関等で適正に管理されます。

- ・避難支援等以外の目的で利用しない
- ・他の者に情報を提供しない
- ・必要以上に複製（コピー）をしない
- ・施錠可能な場所で保管する等、情報の保護および紛失防止等に努める など

問合せ先

塩竈市本町1-1 老番館庁舎1階

福祉子ども未来部 高齢福祉課 高齢者支援係

TEL 364-1204 FAX 366-7167